

## 議事要旨(6)セグメント情報開示専門委員会における検討状況について

冒頭、石井委員(専門委員長)より、セグメント情報開示専門委員会では、米国会計基準及び国際財務報告基準の取扱い(マネジメント・アプローチ)を参考に、セグメント情報開示に関する日本基準の見直しを行っている旨の説明がなされた。続いて、高津研究員より、審議資料(6)-1「セグメント情報開示専門委員会での検討状況」等に基づき、これまでの検討の経緯と、事業セグメントの決定等に係る部分の会計基準の文案に関する説明がなされた。

事務局からの説明の後、委員から次のような意見があった。

(マネジメント・アプローチの採用について)

- ・ 米国基準を採用している日本企業のうち約半数は、マネジメント・アプローチによるセグメント情報開示を適用していないという現状がある。グループ内で管理しているユニット数が膨大にある場合、セグメントとして括ることが容易にできない場合も想定される。マネジメント・アプローチの採用及び会計基準の文章については、実務に配慮し、慎重に検討すべきである。

(最高経営意思決定者について)

- ・ 「最高経営意思決定者」という用語は、個人または会議体を指すものであるとしているが、会議体が含まれていることが理解しづらい、表現を再検討すべきである。

(開示項目について)

- ・ 最高経営意思決定者が意思決定のために利用している特定の項目の開示については、企業の作成上の負担も考慮し、企業が当該項目について重要と判断した場合にのみ開示することとすべきではないか。

(測定値について)

- ・ 企業の最高経営意思決定者が意思決定のために使用する情報を基礎として開示することになれば、企業の恣意的な財務数値の測定により、財務諸表利用者の判断を見誤らせる経済的な実態にそぐわない測定値が開示されるおそれがあるのではないか。

(個別財務諸表におけるセグメント情報の開示について)

- ・ セグメント情報開示の目的が、経営の多角化の状況を適切に開示することにあるのであれば、ある企業が複数の事業について子会社を設立し運営することと、当該企業内で事業部毎に運営することとは経済的実質は同一であるため、個別財務諸表のみを開示する企業においてもセグメント情報を開示することとなるのではないか。

以上